諮問番号：令和３年度諮問第５７号

答申番号：令和４年度答申第１０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年６月９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）令和２年６月１日から同月５日までの日数分の生活保護費が支給されなかったので、納得ができない。

令和２年５月分の生活保護費は、転居前の保護の実施機関（以下「転居前実施機関」という。）で５月３１日までの分は支給済みである。処分庁の生活保護費の支給日は毎月５日が支給である。

よって６月１日から同月５日までの生活保護費が支給されなかったということである。

（２）処分庁の弁明書には、本件処分の理由が令和２年６月１日から同月３０日までの生活保護費（１１６，２３０円）を支給したものでありと記載されていたが、なぜ１か月分の生活保護費で３５日間生活しなければならないのかが納得できない。

（３）以上より、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分について

審査請求人は、令和２年５月分の生活保護費は転居前実施機関で５月３１日までの分は支給済みであるものの、処分庁の生活保護費の支給日は毎月５日が支給〔日〕であることから、本件処分により同年６月１日から同月５日までの生活保護費が支給されなかった旨を主張する。

しかし、処分庁は、令和２年６月分の生活保護費について、同月１日から５日分を含む１か月分を審査請求人に支給していることが認められ、その算定に誤りは認められない。

なお、審査請求人は、転居前実施機関では毎月の生活保護費の支給日が１日であったところ、処分庁の支給日が５日であることから、１か月分の生活保護費で３５日間、生活しなければならないことが納得できない旨を主張する。しかし、決定した生活保護費をいつ支払うかについては、審査請求人に対し権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を発生させるものではないことから、行政不服審査法上の処分に該当すると解することはできず、当審査の判断外事項である。

（２）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年３月２４日　　諮問書の受領

　令和４年３月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知（審

　　　　　　　　　　　査請求人あて同通知は不達）

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１１日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：４月１１日

令和４年５月１９日　　第１回審議

　令和４年６月１６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）を定めている。

（４）保護基準別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めており、処分庁管内の本件処分の時点における居宅基準による審査請求人世帯（１人世帯）の生活扶助の額は７８，２３０円である。

（５）保護基準別表第３の２は、家賃、間代、地代等については、当該費用が１の表に定める額を超える場合は、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内と定めており、生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成２７年４月１４日社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知）１（１）で示された、処分庁管内の本件処分の時点における１人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は３８，０００円である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年６月１日付けで、転居前実施機関は、令和２年５月２２日限りで審査請求人に対する法による保護を廃止した。

令和２年６月１日付けの保護廃止決定の通知書には、理由の欄に「大阪府○○○〔処分庁の所管区域内〕に転出したのに伴い、令和２年５月２３日付で○○○〔転居前実施機関〕での生活保護の適用を廃止し、生じることとなる差額について、法第８０条に基づき返還免除します。」と記載されている。

（２）令和２年５月２３日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（３）起案日が令和２年６月２日の審査請求人に係る保護決定調書には、「Ｒ２.６．１　変更」と、開廃変理由欄に「住宅費（家賃）の計上　６月分」と、扶助額決定欄に「最低生活費　生活　７８，２３０　住宅　３８，０００　合計１１６，２３０　扶助額　生活　７８，２３０　住宅　３８，０００　合計１１６，２３０　今回支給額　生活　７８，２３０　住宅　３８，０００　合計１１６，２３０」と、今回支払欄に「世帯払　１１６，２３０　支払予定日　Ｒ２．６．２４　事務所払」と記載されている。

（４）令和２年６月９日付けで、処分庁は、令和２年６月１日を保護変更日とし、保護変更の理由を６月分の住宅費（家賃）の計上とする本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護費及び支給額の欄に１１６，２３０円と記載され、その下段に「令和２年６月２４日　１３：３０より支給　事務所払　１１６，２３０円」と記載されている。

なお、処分庁における生活保護費の支給日は、原則として当該月の５日である。

（５）令和２年７月２０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、令和２年５月分の生活保護費は転居前実施機関で５月３１日までの分は支給済みであるものの、処分庁の生活保護費の支給日は、毎月５日が支給日であることから、本件処分により同年６月１日から同月５日までの生活保護費が支給されなかった旨主張する。

しかしながら、前記２（３）、（４）のとおり、処分庁は、本件処分によって、同月１日から５日分を含む１か月分の生活保護費を審査請求人に支給していることが認められ、その算定に誤りは認められない。

したがって、支給されなかった期間が生じているとの審査請求人の主張は採用できない。

（２）次に、審査請求人は、転居前実施機関では毎月の生活保護費の支給日が１日であったところ、処分庁の支給日が５日であることから、１か月分の保護費で３５日間、生活しなければならないことが納得できない旨主張する。

しかしながら、保護の実施機関が決定した生活保護費に係る支給日については、法による特段の定めはなく、保護の実施機関による運用に委ねられていると解されるから、保護の実施機関毎に支給日が異なることを不服とする審査請求人の主張は採用できない。

（３）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲